

「夫婦別姓の最高裁判断」

2015年12月21日

夫婦別姓訴訟の判決で、最高裁は「合憲」とする判断を示した。民法750条は「〔夫婦の氏〕夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏とする」と規定している。この民法は1898年の旧民法で定められたものである。家系を守るという視点が強かったことは明らかである。現在、夫の姓を受け継いでいるのが96%を超えている。妻の姓を受け継いだのは、妻の姓を選んだ人もいるが、「養子」になった人が殆どであろう。民法に基づく夫婦同姓は、女性の権利を侵害し、女性が不利益を受けると、以前から議論があった。世論調査で、選択制夫婦別姓を導入することに賛成者が上回ったこともあった。国会にも改正案が出されそうになったが、審議までには至らなかった。しびれを切らした原告たちが、憲法違反として裁判所に夫婦別姓を訴えた訳である。

現行法を最高裁裁判官15人の内、10人が「合憲」とした。「違憲」としたのは5人で、女性裁判官3人は皆、「違憲」と判断している。合憲とした骨子は①民法の規定に形式的な男女差別は存在しない。②夫婦が同じ姓を名乗るのは日本社会に定着し、家族の呼び名を一つにするのは合理的である。③改姓した女性はアイデンティティー喪失などの不利益を受ける場合が多いが、通称使用が広まれば緩和できる、としている。

改姓した女性はアイデンティティー喪失などの不利益を受ける場合が多いと認めるなら、不利益の除去に向けて、改正すればよい。また、通称使用が広まれば緩和できると言うが、通称は、法的根拠を要する時、婚姻の時に申請した姓でしか事が運ばない。

旧姓に愛着のある人々は事実婚の形を取っている。しかし事実婚は「内縁関係」で、法的に認められた夫婦とは見なされない。その場合、相手が死亡したら、他人の関係であるから、遺産などは親族に譲渡される可能性が大きい。また、プライバシーの問題で、病気の時など、医者からの説明を受けることができなくなる。互いの姓を尊重した事実婚は、著しく権利を侵害される。

夫婦別姓を認めると、家族関係が希薄になり、離婚が増えるという危惧が別姓反対の理由になっているようだ。そんなことはないだろう。「違憲」の意見を出した木内道祥裁判官も「同じ姓でない夫婦は破綻しやすく、子の養育がうまくいかなくなるという根拠はない」と言っている。日本の古い家族制度を守ろうとする幻想は「時代遅れ」で、個々人の人権を守るのが近代法であろう。夫婦別姓を求めるのは、圧倒的に女性である。女性の輝く社会と言うなら、彼女たちの言い分をしっかりと受け止めるべきではないか。

夫婦別姓は、全ての人々がしなければならないことではない。別姓にしたい人はするという「選択的夫婦別姓」である。個人の自由な選択の幅が広がる社会こそが近代社会である。元最高裁判事をした泉徳治弁護士は「夫婦別姓訴訟は、人権のグローバルスタンダードから遠い判決となった。姓は個人の人格の象徴で、同姓を強制する民法規定は、個人の尊重、両性の平等に反する」と言っている。また、上野千鶴子東京大学名誉教授は「合憲判断は信じられない。問題の核心は実質的な不平等が存在すること。法律の規定が一見すると性別に中立になっているのを楯に取った、強弁としか言いようがない判決だ」と憤っている。二人の意見は十分に納得できる。

最高裁は、夫婦別姓にも一定の合理性があることを認め、国会で論じることを促している。原告たちは、国会では賛成しない自民党が多数なので、裁判に訴えたのに、国会に戻せというのでは、自民党に「忖度」したのではないかと疑ってしまう。